

【参考 ③】対象工事一覧

●注意事項

- ・下の表は、対象工事の一部です。対象に含まれるか不明な場合は、必ず商工政策課へお問い合わせください。
- ・工事総額（保証料や申請手数料等の対象外経費を除く）が20万円以上の工事からが対象になります。
- ※対象外経費…保証料、申請手数料、福利厚生費、労災保険費、九電申請費、火災警報器（設置費含む）など**
- ・工事にあたっては、建築基準法等各種法令を遵守してください。建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外となります。
- ・外構工事において、新築かどうか疑義が生じた場合は、建築確認申請の検査済証又は建築対策課への確認に対する同意書等の提出を求める場合があります。
- ・解体のみの施工や、撤去のみの施工は対象外です。

●対象工事一覧

施工場所	内容	注意事項
室内全般	床板、クロス、天井の張替え	
	畳の交換及び修繕	下地改修（防腐、防虫シート等の施工）を伴う場合のみ対象
	障子、網戸、ふすまの交換及び補修	
	手すり、スロープ等の設置	市の他の補助を申請する場合を除く
窓	二重窓の設置	
	サッシの交換	
	窓の交換	
	雨戸の設置、修繕及び交換	
	面格子の設置、修繕及び交換	
浴室	ユニットバスの入替	
	浴室乾燥機等の設置及び入替	
トイレ	トイレの入替	電気工事を伴わない、ウォシュレットのみの交換は対象外
洗面・脱衣所	洗面台の新設、修繕及び交換	
キッチン	キッチン入替	
	I Hクッキングヒーター設置	ビルドイン式のみ対象
	食器洗い乾燥機の新設、修繕及び交換	ビルドイン式のみ対象
玄関	玄関塗装、サッシ入替等	
	玄関サッシ錠取替	
シロアリ工事	シロアリ防除工事	シロアリ被害部分の改修や補強工事を伴う場合のみ対象
エアコン	エアコンの新規設置	<u>交換は対象外</u> 。新規設置の場合は、設置に関する内装工事等を伴った場合のみ対象

施工場所	内容	注意事項
給湯器	給湯器の交換	
太陽熱温水器	太陽熱温水器の交換及び新設	
蓄電池	蓄電池の新設及び交換	一部でも売電する場合は、本体金額は対象外
外壁	外壁塗装	
	外壁補修	
屋根	屋根塗装	
	瓦の葺き替え、瓦止め、コーキング等	瓦を全部外して、下地の補修及び交換等があった場合、建築確認申請の可能性があります。
	雨どいの交換	
テラス	テラスの取替、補修及び新設	建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外。 原則、テラス屋根等でポリカーボネート等を使用する場合は、国交省の防火認定されているものが対象。
デッキ	ウッドデッキ取替及び新設 既設のデッキ改修	建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外。
外構 ※建築確認申請の確 認済証発行日から1 年を経過していない 新築住宅について、 初めて行う外構工事 は対象外	門、塀、柵の改修又は設置	
	コンクリート打設	
	砂利敷き	
	防草シートの設置	砂利敷き等に付随する工事であれば対象。 防草シートを設置するのみは対象外。
	人工芝の設置	置くだけでなく、しっかり地面に固定し、現状の地面の状態の改良に繋がるものは対象。
車庫	車庫の塗装、修繕	建築基準法にのっとった仕様の車庫が対象。
	カーポートの新設、修繕	建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外。
倉庫	倉庫の新設、修繕及び交換	基礎工事を伴うものが対象。建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外。
浄化槽 下水道等切替え	浄化槽から公共下水道及び農業集落排水への切り替え	市の他の補助を申請する場合を除く
	汲み取り式便所から公共下水道及び農業集落排水への切り替え	市の他の補助を申請する場合を除く
	浄化槽の交換及び修繕	
増築	増築工事	建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外。

施工場所	内容	注意事項
店舗兼住宅	店舗兼住宅にかかる工事	店舗部分と住宅部分におけるそれぞれの床面積を算出し、自宅部分の床面積の割合に応じて補助金を交付。 店舗部分のみの施工は対象外。 住宅部分のみの施工は、案分は不要とし、全て対象工事とみなす。
二世帯住宅	二世帯住宅にかかる工事	風呂やトイレ、台所といった設備が独立して、生活様式が完全に分離している事が明確な場合のみ、二世帯住宅としてそれぞれ申請する事が可能。 屋根や外壁等の工事をする場合は、面積の割合のわかる書類（図面等）を提出していただき、その割合に応じて、それぞれの補助割合を算出。
施工業者本人の所有する住宅	施工業者本人の所有する住宅	施工業者が自分の住宅を工事する場合、金額の比較や妥当性の判断をするため、他社の見積書の提出を求める可能性あり。
防犯関連	既存ガラスから防犯ガラスへの交換	
	防犯砂利の設置	
	防犯カメラの新規設置及び交換	交換については、電気工事等を伴わないものは対象外。
	防犯カメラ監視用モニターの新規設置及び交換も含む。	交換については、電気工事等を伴わないものは対象外。
	窓ガラスへの防犯フィルムの貼付	CPマーク※認定があるものなど、防犯のためのフィルムであることが証明できるものが必要。
	防犯センサー（人を感知して光ったり音が鳴るもの）の新規設置及び交換	交換については、電気工事等を伴わないものは対象外。
	SECOM や ALSOK 等のホームセキュリティーサービス導入に伴う工事	
	その他防犯と認められる工事	

※CP マーク…警視庁により公表されている「防犯性能の高い建築部品の目録」に掲載されている商品。様々な侵入攻撃に対して5分間以上防御することが可能であるか、警察庁が実際に試験してクリアしたものだけが使用できるマーク。